

◎農業経営基盤強化促進法基本構想（藤岡市）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p data-bbox="421 560 846 660">農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想</p> <p data-bbox="555 979 712 1011"><u>令和5年9月</u></p> <p data-bbox="539 1082 728 1114">藤 岡 市</p>	<p data-bbox="1406 560 1832 660">農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想</p> <p data-bbox="1525 979 1713 1011"><u>令和3年12月</u></p> <p data-bbox="1525 1082 1713 1114">藤 岡 市</p>

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 本市農業の現状と課題

本市は、群馬県の南西部に位置し、北側、東側及び西側は高崎市、南側は神流町、また神流川を隔てて埼玉県と接し面積は180.29km²で、山間地と平坦地がそれぞれ約66パーセント・約34パーセントの割合で存在している。農地については、埼玉県境を南北に流れる神流川と御荷鉾山系を源流とする鮎川とによって作られた藤岡台地と呼ばれる扇状地に集中し、標高は65m～400mの間に大部分が存在している。年間平均気温は15.3℃、年間降水量は1,165.0mm、日照時間が多く温暖であり気象条件に恵まれている。

また、東京より約90km圏内に位置し関越自動車道と上信越自動車道が結節する自動車交通の要衝にあり、耕種・畜産・園芸および林産物など地域の特色を活かした多彩な農産物を生産し、首都圏への重要な食料供給基地として有利な立地条件に恵まれている。

一方、本市においても、農家戸数は年々減少しており、専業41.6%、兼業58.4%（2020年農林業センサスより）と農業従事者の高齢化により専業率は上昇傾向になってきている。

また農地については、高速交通網の整備等が進んだことから、非農業的土地需要が増大している。さらに農業者の減少・担い手の高齢化の進行から、近年、遊休農地などの未利用農地が増加している。

2. 本市の農業生産、農業構造の見通しと展開方向

本市の農業生産については、水田農業を中心とした土地利用型農業と施設野菜・花き・畜産等の施設利用型農業から成り、立地条件に応じた産地が形成されてきた。

しかし、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 本市農業の現状と課題

本市は、群馬県の南西部に位置し、北側、東側及び西側は高崎市、南側は神流町、また神流川を隔てて埼玉県と接し面積は180.29km²で、山間地と平坦地がそれぞれ約66パーセント・約34パーセントの割合で存在している。農地については、埼玉県境を南北に流れる神流川と御荷鉾山系を源流とする鮎川とによって作られた藤岡台地と呼ばれる扇状地に集中し、標高は65m～400mの間に大部分が存在している。年間平均気温は15.3℃、年間降水量は1,165.0mm、日照時間が多く温暖であり気象条件に恵まれている。

また、東京より約90km圏内に位置し関越自動車道と上信越自動車道が結節する自動車交通の要衝にあり、耕種・畜産・園芸および林産物など地域の特色を活かした多彩な農産物を生産し、首都圏への重要な食料供給基地として有利な立地条件に恵まれている。

一方、本市においても、農家戸数は年々減少しており、専業41.6%、兼業58.4%（2020年農林業センサスより）と農業従事者の高齢化により専業率は上昇傾向になってきている。

また農地については、高速交通網の整備等が進んだことから、非農業的土地需要が増大している。さらに農業者の減少・担い手の高齢化の進行から、近年、遊休農地などの未利用農地が増加している。

2. 本市の農業生産、農業構造の見通しと展開方向

本市の農業生産については、水田農業を中心とした土地利用型農業と施設野菜・花き・畜産等の施設利用型農業から成り、立地条件に応じた産地が形成されてきた。

しかし、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。

また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、農家戸数が減少する中で、地域の集落営農組合の法人化や他産業などからの新規就農が施設・露地野菜で増加しているものの、今後さらに後継者のいない農家の割合が増加するものと思われる。このため、今後は、農業労働力の一層の高齢化に対応した世代交替や、農地中間管理事業、 等による農地流動化を進めるとともに、企業の経営センスを持ち、技術レベルの高い先進的な自立した農業者の育成を図ることとする。

特に、施設利用型農業を中心に、省力化やコストの低減など生産性の向上に努め積極的な生産の展開を図る。

3. 効率的かつ安定的な農業経営の目標及び確保・育成の基本的な考え方

市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後（目標年次：令和12年度））の農業経営の目標を明らかにし、本市の農業の将来を担う意欲ある農業者の確保・育成を図るとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に推進しようとする農業者に対し農用地の利用集積の推進、経営の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずるものとする。

具体的な経営の指標は、主たる従事者が地域における他産業従事者と遜色ない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従業者並の生涯所得に相当する年間農業所得を確保し得る効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、農家戸数が減少する中で、地域の集落営農組合の法人化や他産業などからの新規就農が施設・露地野菜で増加しているものの、今後さらに後継者のいない農家の割合が増加するものと思われる。このため、今後は、農業労働力の一層の高齢化に対応した世代交替や、農地中間管理事業、利用権設定等による農地流動化を進めるとともに、企業の経営センスを持ち、技術レベルの高い先進的な自立した農業者の育成を図ることとする。

特に、施設利用型農業を中心に、省力化やコストの低減など生産性の向上に努め積極的な生産の展開を図る。

3. 効率的かつ安定的な農業経営の目標及び確保・育成の基本的な考え方

市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後（目標年次：令和12年度））の農業経営の目標を明らかにし、本市の農業の将来を担う意欲ある農業者の確保・育成を図るとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に推進しようとする農業者に対し農用地の利用集積の推進、経営の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずるものとする。

具体的な経営の指標は、主たる従事者が地域における他産業従事者と遜色ない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従業者並の生涯所得に相当する年間農業所得を確保し得る効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり	2,000時間程度
目標年間農業所得	主たる従事者1人当たり	400万円程度

また、1経営体当たりの所得水準としては、次の水準を目標とする。

1経営体当たりの年間所得水準	700万円程度
----------------	---------

4. 農業経営基盤強化のための施策展開の方向

市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、意欲と能力のある農業者又は農業に関係する団体が、地域の農業振興を講じることに対して、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、市・農業委員会・農業協同組合・農業指導センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、担い手の育成を総合的に支援する体制を

目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり	2,000時間程度
目標年間農業所得	主たる従事者1人当たり	400万円程度

また、1経営体当たりの所得水準としては、次の水準を目標とする。

1経営体当たりの年間所得水準	700万円程度
----------------	---------

更に、人と農地の問題を解決するため、各集落・地域での話し合いに基づき「人・農地プラン」の定期的な見直しを行う。話し合いに当たっては、新たに就農しようとする者を含めて幅広く農業者その他の当該地区の関係者の参加を求めて行い、地域全体としての担い手への農地の利用集積の定量的な目標設定、農地中間管理機構の活用方針、「近い将来農地の出し手となる者の農地」の明確化及びこれらを増加させる方策等について話し合う。

特に農用地の利用に関しては、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、地域農業の生産性の向上に資するため、農地中間管理機構を最大限活用し、担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止、解消を進め、地域における農用地利用を最適化する。また、農地中間管理機構の活用にあたっては、人・農地プランの定期的な見直しと極力連動させることにより、効率的かつ安定的に推進する。

4. 農業経営基盤強化のための施策展開の方向

市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、意欲と能力のある農業者又は農業に関係する団体が、地域の農業振興を講じることに対して、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、市・農業委員会・農業協同組合・農業指導センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、担い手の育成を総合的に支援する体制を

とり、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の指導体制が主体となって営農診断・営農改善対策の提示等を行い、農業者が農業経営改善計画の自主的な作成を図れるよう誘導する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進する。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するような団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・農事組合法人の経営の確立等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経

とり、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の指導体制が主体となって営農診断・営農改善対策の提示等を行い、農業者が農業経営改善計画の自主的な作成を図れるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする農業者に対しては、農業委員会などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等の事業を進め、農業経営の規模拡大を図るとともに、農業指導センターの指導の下、施設利用型農業については既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進する。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するような団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・農事組合法人の経営の確立等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経

営協定に基づく農業経営改善計画の共同申請の推進や農事組合法人に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営を行う農家と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指すのみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度の望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めるものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした農業生産基盤整備事業等の実施にあたっては、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分考慮し、事業の実施がこのような農業者の経営の発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5. 認定農業者等に対する支援

市は、市農政担当課、農業委員会、農業協同組合の担当職員で構成する担い手の育成を総合的に支援する組織において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会等を農業指導センターの協力を受けつつ行う。

また、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の

営協定に基づく農業経営改善計画の共同申請の推進や農事組合法人に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営を行う農家と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指すのみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度の望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めるものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした農業生産基盤整備事業等の実施にあたっては、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分考慮し、事業の実施がこのような農業者の経営の発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5. 認定農業者等に対する支援

市は、市農政担当課、農業委員会、農業協同組合の担当職員で構成する担い手の育成を総合的に支援する組織において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会等を農業指導センターの協力を受けつつ行う。

また、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の

指導等を重点的に行う。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成及び確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

市の令和2年の新規就農者は3人であり、過去5年間と比較すると横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物であるトマト・いちごの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増するという新規就農者の確保・定着目標や群馬県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間170人を踏まえ、市においては年間5人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を10年間で10法人増加させる。

イ 新に農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得水準の目標を次の通りとする。

指導等を重点的に行う。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成及び確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

市の令和2年の新規就農者は3人であり、過去5年間と比較すると横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物であるトマト・いちごの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増するという新規就農者の確保・定着目標や群馬県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間170人を踏まえ、市においては年間5人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を10年間で10法人増加させる。

イ 新に農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得水準の目標を次の通りとする。

目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり 2,000時間程度	
目標年間農業所得	主たる従事者1人当たり 250万円程度	3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度

目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり 2,000時間程度	
目標年間農業所得	主たる従事者1人当たり 250万円程度	3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取り組み

上記に掲げるような新たな農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、農業協同組合、農業指導センター等と連携し、定期的な就農相談会の実施や、就農後のフォローアップを行い、新規就農者の確保・経営定着を図る。

また、農地については農業委員会や農地中間管理機構（公益財団法人群馬県農業公社）による紹介、技術・経営面については農業協同組合、農業指導センター等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

7. 地域別の取り組み

本市農業生産の形態は、都市近郊型地域と中山間地型地域に区分される。

総耕地面積の大部分を占める都市近郊型地域は、北東部の小野地区・神流地区及び中心部の藤岡地区・西南部の美土里地区・美九里地区・平井地区からなり、中山間地型地域は、日野地区・鬼石地区からなっている。

都市近郊型地域の北東部に位置する小野地区・神流地区及び中心部の藤岡地区は、都市化の影響を最も強く受けており、優良農用地の転用や耕作放棄地が目立つ。

主要作物としては、トマト・いちご・シンビジウムなどの園芸作物を振興し、

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取り組み

上記に掲げるような新たな農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、農業協同組合、農業指導センター等と連携し、定期的な就農相談会の実施や、就農後のフォローアップを行い、新規就農者の確保・経営定着を図る。

また、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業協同組合、農業指導センター等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

7. 地域別の取り組み

本市農業生産の形態は、都市近郊型地域と中山間地型地域に区分される。

総耕地面積の大部分を占める都市近郊型地域は、北東部の小野地区・神流地区及び中心部の藤岡地区・西南部の美土里地区・美九里地区・平井地区からなり、中山間地型地域は、日野地区・鬼石地区からなっている。

都市近郊型地域の北東部に位置する小野地区・神流地区及び中心部の藤岡地区は、都市化の影響を最も強く受けており、優良農用地の転用や耕作放棄地が目立つ。

主要作物としては、トマト・いちご・シンビジウムなどの園芸作物を振興し、

施設整備や研究開発に積極的な支援を行うとともに、効率的な経営を図る。米・麦については、農地の集積化を進め生産性の向上を図るとともに、生産流通動向に対応した売れる米麦作りを推進するとともに、流通販売体制の確立を推進する。

また、主要農業地域である東南部の神流地区・美九里地区・平井地区では、一部では場整備事業が完了し、また現在整備事業が進められているが、今後、未整備地の整備が効率的土地利用を図る上での課題となっている。本地域は、野菜集送センター・水稻育苗施設・種子センター・カントリーエレベーターなどの諸施設が整い、条件整備されているので、土地利用型農業の中核農家や生産組織の育成を図って行く。

主要作物としては、米・麦・トマト・いちご・花き・しいたけ・露地野菜・酪農・肉牛などを振興し、上記の諸施設を有効利用して生産性の向上を図る。

中山間地型地域では、ほ場が傾斜地に多くあり、しかも点在しているので農地の条件としては極めて悪いが、適地適作物を選定して振興を図る。

また、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成をするほか、組織内の専従的農業者（オペレーター等）が個別経営に発展すると見込まれるものを、効率的かつ安定的な農業経営の母体として位置付け「多様な担い手」として育成する

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的な農業経営の指標

(略)

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に

施設整備や研究開発に積極的な支援を行うとともに、効率的な経営を図る。米・麦については、農地の集積化を進め生産性の向上を図るとともに、生産流通動向に対応した売れる米麦作りを推進するとともに、流通販売体制の確立を推進する。

また、主要農業地域である東南部の神流地区・美九里地区・平井地区では、一部では場整備事業が完了し、また現在整備事業が進められているが、今後、未整備地の整備が効率的土地利用を図る上での課題となっている。本地域は、野菜集送センター・水稻育苗施設・種子センター・カントリーエレベーターなどの諸施設が整い、条件整備されているので、土地利用型農業の中核農家や生産組織の育成を図って行く。

主要作物としては、米・麦・トマト・いちご・花き・しいたけ・露地野菜・酪農・肉牛などを振興し、上記の諸施設を有効利用して生産性の向上を図る。

中山間地型地域では、ほ場が傾斜地に多くあり、しかも点在しているので農地の条件としては極めて悪いが、適地適作物を選定して振興を図る。

また、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成をするほか、組織内の専従的農業者（オペレーター等）が個別経営に発展すると見込まれるものを、効率的かつ安定的な農業経営の母体として位置付け「多様な担い手」として育成する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的な農業経営の指標

(略)

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に

関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

(略)

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特産品である米麦、トマトやいちご等の施設野菜、なすやねぎ等の露地野菜、シンビジウム等の施設花き、牛乳などの畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の様態等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業

関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

(略)

の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備等の支援を行う。

2. 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、農業協同組合、農業指導センター、地域農業者と連携した新規就農者サポートチーム体制により、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応し、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展ができるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3. 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、群馬県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、就農希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせ

ん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

(1) 群馬県農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせんを行う。

(2) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、群馬県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、群馬県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう、農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及びその他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及びその他農用地の利用関係の改善に関する事項

1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農

用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

- 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	46%
--------------------------------------	-----

- (注) 1 上記の数値は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作物については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。
- 2 目標年次は概ね10年先とする。

- 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標
農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市の主要農業地域である西南部の美土里地区・美九里地区・平井地区の平坦部では、一部では場整備事業が完了し、水稲を主体とする土地利用型農業が盛んである。本地域は、野菜集送センター・水稲育苗施設・種子センター・カントリーエレベーターなどの諸施設が整い、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、中山間地型地域では、ほ場が傾斜地に多くあり、しかも点在してい

用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

- 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	46%
--------------------------------------	-----

- (注) 1 上記の数値は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作物については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。
- 2 目標年次は概ね10年先とする。

- 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標
農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2. その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市の主要農業地域である西南部の美土里地区・美九里地区・平井地区の平坦部では、一部では場整備事業が完了し、水稲を主体とする土地利用型農業が盛んである。本地域は、野菜集送センター・水稲育苗施設・種子センター・カントリーエレベーターなどの諸施設が整い、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、中山間地型地域では、ほ場が傾斜地に多くあり、しかも点在してい

るので農地の条件としては極めて悪い。土地基盤整備は、一部の地域を除き遅れており、農用地の効率的利用や農業生産及び農業経営の維持向上の妨げとなっている。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため、農業経営改善支援センター等支援組織と相互に十分な連携を図り_____、農地中間管理事業等を主要な施策として、農業経営基盤の強化を促進するための措置を講ずる。

(3) 関係機関及び関係団体との連携

市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項

市は、群馬県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化推進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

るので農地の条件としては極めて悪い。土地基盤整備は、一部の地域を除き遅れており、農用地の効率的利用や農業生産及び農業経営の維持向上の妨げとなっている。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため、藤岡市担い手育成総合支援協議会等支援組織と相互に十分な連携を図り、利用権設定等促進事業、農地中間管理事業等を主要な施策として、農業経営基盤の強化を促進するための措置を講ずる。

(3) 関係機関及び関係団体との連携

市は、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第4 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項

市は、群馬県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化推進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

① 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業

- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 削る

⑤ 削る

これらの各事業については、地域の特性を踏まえて実施するものとする。

さらに、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ること。

参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の現地コーディネーター、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこと。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を市農政担当課に設置すること。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域

農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

① 利用権設定等促進事業

- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図る為に必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、地域の特性を踏まえて実施するものとする。

さらに、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア. 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）、及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は畜産の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められ

内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ること。

市は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行なうこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施すること。

ること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ. 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ. 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を有効的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用賃借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条の3第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合または農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する事業（以下「農地中間管理事業」という。）又は法第7条第1号に掲げる事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ. 市長への確約書の提出や市長との協定を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ. その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①

の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

なお、農地所有適格法人による利用権設定等を行うため農地所有適格法人の構成員が利用権の設定等を受ける場合には、当該農地所有適格法人の経営の育成に資するようにするものとし、いやしくも農外資本による実質的な経営支配、農地取得を招来しないようにする必要がある。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、賃借の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持ち分を含む。以下同じ）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。（以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア. 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ. 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ. 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 市は、(5)の申し出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まっ

て農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付け地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②から③に定める申し出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 市は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申し出があった場合には、その申し出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定権を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等

を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所。

② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積。

((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所。

④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係。

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払い(持ち分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係。

⑥ ①に規定する者が(1)の④に定める者である場合には、次に掲げる事項

ア. その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使

用貸借の解除をする旨の条件

イ. その者が、毎事業年度の終了後3か月以内に、農地法施行規則（昭和27年農林水産省令第79号）第60条の2の各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨

ウ. その者が賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

（ア）農用地を明け渡す際の現状回復の義務を負う者

（イ）原状回復の費用の負担者

（ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

（エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

（オ）その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

（8）同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（7）の②に規定する土地ごとに（7）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地についての利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

（9）公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（5）

の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、賃借又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に定める者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア．その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

<p>2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</p> <p>(1) 農用地利用改善事業の実施の促進</p> <p>市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために 行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者の組織する団体による農用</p>	<p><u>イ. その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。</u></p> <p><u>ウ. その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員 のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。</u></p> <p>② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、<u>農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。</u></p> <p>ア. (9)の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に定める者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。</p> <p><u>イ. ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたとき。</u></p> <p>③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、<u>農用地利用計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る事項を市の掲示板への掲示により公告する。</u></p> <p>④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。</p> <p>2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</p> <p>(1) 農用地利用改善事業の実施の促進</p> <p>市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために 行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者の組織する団体による農用</p>
--	--

<p>地利用改善事業の実施を促進する。</p> <p>(2) 区域の基準</p> <p>農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。</p> <p>(3) 農用地利用改善事業の内容</p> <p>農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付け地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。</p> <p>(4) 農用地利用規程の内容</p> <p>① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項</p> <p>イ. 農用地利用改善事業の実施区域</p> <p>ウ. 作付け地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項</p> <p>エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項</p> <p>オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項</p> <p>カ. その他必要な事項</p> <p>② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方</p>	<p>地利用改善事業の実施を促進する。</p> <p>(2) 区域の基準</p> <p>農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。</p> <p>(3) 農用地利用改善事業の内容</p> <p>農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付け地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。</p> <p>(4) 農用地利用規程の内容</p> <p>① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項</p> <p>イ. 農用地利用改善事業の実施区域</p> <p>ウ. 作付け地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項</p> <p>エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項</p> <p>オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項</p> <p>カ. その他必要な事項</p> <p>② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方</p>
--	--

策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)の規定する区域をその地区とする地域関係農業者の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第6号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。
- ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために、適切なものであること。
 - ウ. (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①～③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について 農作業の委託を

策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)の規定する区域をその地区とする地域関係農業者の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第6号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。
- ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために、適切なものであること。
 - ウ. (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①～③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について 利用権の設定等又は農作業の委託を

受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行なう団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）[第11条](#)に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の _____ 農作業の委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について _____ 農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申し出に係る農用地について _____ 農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定

受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行なう団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）[第5条](#)に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の [利用権の設定及び](#)農作業の委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について [利用権の設定等又は](#)農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申し出に係る農用地について [利用権の設定等若しくは](#)農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定

農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体においては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に_____農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について_____農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業指導センター、農業委員会、農業

農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体においては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に**利用権の設定等又は**農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について**利用権の設定等又は**農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業指導センター、農業委員会、農業

協同組合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは_____、これらの機関・団体が一体となった総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3. 農業協同組合が行う農作業の委託斡旋の促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託の斡旋の促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託、_____全面農作業受委託_____の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

(2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託の斡旋等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて農作業の受託又は委託を行おうとする者から申し出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作

協同組合、農地中間管理機構（公益財団法人群馬県農業公社）、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、藤岡市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となった総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3. 農業協同組合が行う農作業の委託斡旋の促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託の斡旋の促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託の斡旋等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて農作業の受託又は委託を行おうとする者から申し出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ることとする。

4. 削る

5. 削る

4. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入及び家族経営協定の締結や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

① 市は、ほ場整備やかんがい排水等の農業生産基盤整備事業を推進し、既

存施設であるカントリーエレベーター、野菜集出荷施設、真空予冷施設の農業近代化施設及び藤岡市産地形成促進施設のより一層の利用促進を図り、強い農業づくり交付金等の事業実施により、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

② 市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、水田の持つ高い生産力を最大限に発揮させ転作営農の定着と土地利用型作物の生産性向上を図り、集団転作や連担団地化を進め地域ぐるみでの合理的な土地利用方式の確立を推進する。

そのためには、農地の流動化・農作業の受委託により、中核農家への規模拡大と中核農家を核とした地域農業のシステム化・作業規模の拡大による生産性の向上と転作物の定着化を図り、従来の自己完結による土地利用を見直し、水田・普通畑等の相互補完的土地利用方式を確立し地域の総合生産力を向上する。

③ 市は、農村集落排水整備事業等の推進を図るとともに、その他農村整備事業、農地等保全管理事業等の実施を促進し、定住条件の改善を図り、農業の担い手に努める。

④ 市は、農地中間管理事業を活用し、農地中間管理機構が農地所有者から農地を借受け、担い手に対して、その規模拡大や利用する農地の集約化に配慮して転貸することにより、地域における農用地利用を最適化する。

⑤ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、農業指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、その他の関係団体と連携しつつ、

6. 削る

農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、藤岡市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成及び確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

青年農業者等育成センター、多野藤岡農業協同組合、農業指導センター等と連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つ

となるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場の設置や、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

市が主体となって群馬県立農林大学校や農業委員、農業経営士、多野藤岡農業協同組合、農業指導センター等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために藤岡市新規就農者交流会への参加を促すとともに、藤岡市認定農業者連絡協議会との交流の機会を設ける。また、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、販路支援については多野藤岡農業協同組合、技術・経営面については農業協同組合、農業指導センター等が重点的に指導を行い、サポート体制の強化を図る。

③ 経営力の向上に向けた支援

①に掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、交流の促進、他産業の経営ノウハウを取得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

<p>第6 その他</p> <p>この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。</p> <p>附 則 1. この基本構想は、平成 7年 1月24日から施行する。</p> <p>附 則 1. この基本構想は、平成12年 6月20日から施行する。</p> <p>附 則 1. この基本構想は、平成15年 3月26日から施行する。</p> <p>附 則 1. この基本構想は、平成18年 6月 8日から施行する。</p>	<p><u>④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導</u> <u>青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、強い農・業担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。</u></p> <p><u>(3) 関係機関等の役割分担</u> <u>就農に向けた情報提供及び就農相談については青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については群馬県立農林大学校、就農後の営農指導等フォローアップについては多野藤岡農業協同組合、農業指導センター、市内の認定農業者や農業経営士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。</u></p> <p>第5 その他</p> <p>この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。</p> <p>附 則 1. この基本構想は、平成 7年 1月24日から施行する。</p> <p>附 則 1. この基本構想は、平成12年 6月20日から施行する。</p> <p>附 則 1. この基本構想は、平成15年 3月26日から施行する。</p> <p>附 則 1. この基本構想は、平成18年 6月 8日から施行する。</p>
--	--

附 則

1. この基本構想は、平成22年 5月14日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成23年 9月29日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成26年 9月29日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成28年11月11日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、令和 3年12月 1日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

2. この通知の施行に伴い、改正前の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の規定に基づき実施している事業等に対する同構想の適用については、なお従前の例による。

別紙1 削る

附 則

1. この基本構想は、平成22年 5月14日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成23年 9月29日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成26年 9月29日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成28年11月11日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、令和 3年12月 1日から施行する。

別紙1【第4の1(1)⑥関係】

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には利用権設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は一般社団法人又は一般財団法人（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の

	<p><u>運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)</u></p> <p>○ <u>対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合</u> -----<u>法第18条第3項第2号イに掲げる事項</u></p> <p>○ <u>対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合</u> -----<u>その土地を効率的に利用できると認められること</u></p> <p><u>(2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）</u></p> <p>○ <u>対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合</u> -----<u>その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること</u></p> <p>○ <u>対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合</u> -----<u>その土地を効率的に利用できると認められること</u></p> <p><u>(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業をのぞく。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号又は第9</u></p>
--	--

別紙2 削る

号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
 ○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける
 場合
 -----その土地を効率的に利用できると認め
 られること

別紙2 （第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用する
 ための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に
 限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期 間)	②借賃の算定基 準	③借賃の支払方 法	④有益費の償還
<p>1. 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認めら</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草</p>	<p>1. 貸借は毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。 2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等に金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費につい</p>

	<p>れる一定の期間)とする。<u>ただし利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常</u>の栽培期間からみて3年とすることが相当でない<u>と認められる場合には3年と異なる存続期間とすることができる。</u></p> <p>2. <u>残存期間は、</u>移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. <u>農用地利用集積計画において</u>は、<u>利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)</u></p>	<p><u>放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</u></p> <p>3. <u>開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水</u>準、<u>開発費用の負担区</u>分の割合、<u>通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</u></p> <p>4. <u>借賃を金銭以</u></p>	<p><u>賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</u></p> <p>3. <u>借賃を金銭以外のもの</u>で<u>定め</u>た場合には、<u>原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</u></p>	<p><u>て償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</u></p> <p>2. <u>農用地利用集積計画において</u>は<u>利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の</u></p>
--	---	--	---	---

	<u>の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</u>	<u>外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</u>		<u>改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、藤岡市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</u>
<u>II 混牧林地又は農業用施設（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合。</u>				
	<u>①存続期間（又は残存期間）</u>	<u>②借賃の算定基準</u>	<u>③借賃の支払方法</u>	<u>④有益費の償還</u>
	<u>Iの①に同じ</u>	<u>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は</u>	<u>Iの①に同じ</u>	<u>Iの①に同じ</u>

	<p><u>負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</u></p> <p><u>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</u></p> <p><u>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</u></p>
--	---

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ	<p>1. 作目等毎に、<u>農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</u></p> <p>2. 1の場合において、<u>受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃、報酬が確保されるようにするものとする。</u></p>	<p>Iの③に同じ。 この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「<u>損益</u>」と、「<u>貸人</u>」とあるのは「<u>委託者（損失がある場合には受託者という。）</u>」と読み替えるものとする。</p>	Iの④に同じ

る。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p><u>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価値に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</u></p>	<p><u>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</u></p>	<p><u>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</u> <u>なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては農業者年金基金の定めるところによるものとする。</u></p>

目標・指標設定の根拠資料（略）

目標・指標設定の根拠資料（略）